

## (6)健全化判断比率等

### ①健全化判断比率等

- 平成21年度決算に基づく健全化判断比率は、4指標とも早期健全化基準をクリアしています。
- 4指標のうちいずれかの指標が早期健全化基準以上となった場合には、自主的な改善による財政健全化のため、年度内に議会の議決を経て、「財政健全化計画」を定めなければなりません。
- さらに、いずれかの指標が財政再生基準（将来負担比率については、早期健全化基準のみ）以上となると、従来の財政再建団体にあたる財政再生団体となります。

平成21年度決算に基づく健全化判断比率

	実質赤字比率 (一般会計等ベース)	連結実質赤字比率 (全会計ベース)	実質公債費比率 (特別会計を含めた 実質的公債費)	将来負担比率 (特別会計・3セク等を 含めた実質的負債)
大阪市	—	—	(10.7%) 10.4%	(245.7%) 238.7%
早期健全化基準 (自主的な改善による財政健全化)	11.25%以上	16.25%以上	25%以上	400%以上
財政再生基準 (国等の関与による確実な再生)	20%以上	40%以上	35%以上	—

## 備考

- 1.実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字のため「—」と記載している。  
・実質黒字額：4(億円) ・連結実質黒字額：438(億円)
- 2.連結実質赤字比率の財政再生基準は、20年度決算から22年度決算の3年間は、経過的な基準  
(市町村40%→40%→35%)が設けられ、23年度決算以降30%となる。
- 3.将来負担比率については、財政再生基準は設定されていません。
- 4.実質公債費比率、将来負担比率の上段( )書きは、20年度決算数値。

- 平成21年度決算で資金不足が生じている2会計のうち、中央卸売市場事業会計は、経営健全化基準(20%)を超えていました。
- 平成20年度決算で経営健全化基準以上であった中央卸売市場事業会計は、平成28年度に資金不足を解消する「経営健全化計画」を、平成22年3月に議会の議決を経て、策定しています。
- なお、経営健全化計画の平成21年度実施状況は、計画（189.8%）より11.0ポイント改善しています。

平成21年度決算に基づく資金不足比率

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
自動車運送事業会計	— (6.0%)	
高速鉄道事業会計	—	
水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
市民病院事業会計	7.3% (8.8%)	
中央卸売市場事業会計	178.8% (198.7%)	20%
港営事業会計	—	
下水道事業会計	—	
食肉市場事業会計	—	
市街地再開発事業会計	—	

## 備考

- 1.資金不足額がない場合は、「—」を記載している。
- 2.20年度決算において資金不足比率がある場合は、( )書きで記載している。